

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 山内
日 時	平成27年9月18日(金曜日)	開 議 閉 議	午前10時00分 午後 2時00分
出席委員	石野 田中 三上 小川 奥野 山本 木曾 堤		
執行機関 出席者	俣野生涯学習部長、野々口スポーツ推進課長、 門総務部長、木村総務部税・財政担当部長、石田総務課長、栗林自治防災課長、 田中安全安心まちづくり課長、森自治防災課主幹、湯浅自治防災課主幹、 中川会計管理室長、山田会計課副課長、山口会計課管財係長 木曾教育部長、白波瀬教育部次長、山本教育総務課長、吉村学校教育課長、河原社会教育課長、 桂社会教育課担当課長、永田学校給食センター所長、國府教育研究所副所長、林教育総務課副課長、 田中学校教育課副課長、伊豆田社会教育課副課長、 由良契約検査課長		
事務局	藤村局長、山内次長		
傍聴	可	市民 5名 報道関係者 0名	議員 0名

会 議 の 概 要

10:00

1 開議

2 事務局日程説明

10:05

3 請願審査

(1) 受理番号4 「安全保障関連法制」(案)に関する請願

(戦争法案反対亀岡共同センター事務局長 原田貞蔵氏より、請願書等に基づき意見陳述)

質疑

<木曾委員>

安保法案については、現在、参議院本会議での採決を待っている状況であるが、国の安全保障に関する内容であり、国民の多くが関心を持たれていることはよいことだと思う。ただ、尖閣、竹島、北方領土の問題を含めて、日本が置かれている近隣の安全保障に関する内容については、危惧するところである。その点にふれていただけなかったのは残念であるが、その内容について、見解があれば伺いたい。

<原田氏>

尖閣の問題についてどうかという質問があったが、今、中国は経済発展がめざましく、人口は日本の10倍、防衛費も日本の倍はあるといわれている。貿易においても、輸出入とも日本と関係が深い状況である。こうした状況の中で、中国とは友好関係を保ちながら、武力によって紛争を解決することなく、平和的に話し合いを行っていくことが大事と考える。不幸にして衝突が起こった場合、今の状況では日本が勝てる見込みはない。客観的にみれば、尖閣の問題でも平和的に話し合いで解決し、中国との平和的な関係を作っていくことが大切と考える。

<木曾委員>

中国は、尖閣、東シナ海だけでなく、南シナ海でも軍事的脅威をかきたて、近隣諸国を巻き込み、紛争を触発するような形でやっている。その一環として、東シナ海の尖閣の問題もあるのではないかと危惧するところである。東シナ海、南シナ海を含めて、日本が諸外国との貿易に関して、輸送ルートを確保する意味合いからも、安全保障上、大変重要な所に位置している。尖閣の問題を棚上げということだが、漁船での侵入など、中国は領土の主張をしている。また、話し合いということだが、竹島や北方領土の問題にしても日本は話し合いを続けているが、それに応じないのが韓国であり、ロシアである。北朝鮮との関係では、ミサイルの発射や拉致の問題もある。日本固有の領土を守り、国民を守ることは、国として大事なことである。

日本が戦後70年間、戦争をしないでやってこられたのは、日米安全保障条約があったからである。ただ、沖縄の基地問題については心を痛めている。しかし、国民の安全、命を守る観点から、安保法案は必要と考えるが、このことに対する見解があれば伺いたい。

<原田氏>

確かに、尖閣で中国の漁船が衝突してくるという大変不幸な事件があったが、その真意については不明である。いずれにしても、武力を行使しても何の解決にもならない。憲法第9条を持つ国として、国際紛争を解決する手段として武力を用いない、武力による威嚇をしないというのが基本である。

<三上委員>

国会の情勢からいうと、今日、参議院本会議で可決されるかもしれないが、そうなった場合は、「安全保障関連法制」(案)でなくなるが、(案)でなくなった場合の請願の取り扱いについて、念のため確認させていただきたい。

<原田氏>

法案が成立した場合は、その法案に反対する意思を市議会として表明していただきたいと考えている。

<堤委員>

請願の趣旨は理解しているが、戦後70年が経過し、今日では、日本は平和国家として認められているところである。今日の世界情勢が大きく変化する中で、今後、100年、200年と今の法制のままでよいのか。憲法第9条を守り、話し合い、外交だけでは日本の国土と国民を守れるのかという思いがある。戦争に行くことが強調されているが、法制には3要件が定められている。政府には日本の国土、国民を守る責任がある。PKO法案の制定の時にも大きな反対の運動が起きたが、法案可決後は人道支援として行動していただいていることが高く評価されている。今回の安保法制についても、亀岡市議会として、今あえて反対することにはあたらないと考えている。

<原田氏>

今の件は日本が攻めてこられた時にどうするのかという個別的自衛権の話である。今問題となっているのは集団的自衛権のことであり、日本を攻めるとい意思のない国どうしの戦争に出かけていって、一方の国を応援するということなので、それは違うだろうというのが私の考えである。

<堤委員>

今回の法制の3要件の中にもあるように、他国に関係して自衛隊を紛争地に送り込んで、どちらか一方に加担するということはない。日本を脅かすようなことが起きた時に、国会の承認を得て自衛隊を派遣するものである。戦争法案ではないし、マスコミも過大に不安をかきたてている。

<原田氏>

新3要件の中で、日本の存立危機事態になったら行くということだが、国会の議論の中ではこの存立危機事態の事実が全くない。立法事実がないのに政府が無理に法律を作ろうとしているのが問題である。安倍総理がアメリカで法案成立を約束したことからわかるように、アメリカを応援するためにこの法案を作ろうとしているとしか、私たちは見ざるを得ない。

<山本委員>

戦争はだれもが反対であり、二度と起こしてはならないのは重々承知のことである。今回の安全保障法案は、あくまでも自国防衛、専守防衛のためである。

請願の中で、「日本に対する武力攻撃がなくても、他国のために海外での武力行使に道を開くものとなっている」と言われているが、どういうことを意味しているのか。今回は、憲法第9条の範囲内で何ができるかということの議論をしたのでありフルの集団的自衛権を認めたものではないと考えるが、その点についてはどう考えておられるか。

<原田氏>

フルの集団的自衛権を認めたものかどうかという点については、私は立場が違う。この法案は、10本以上の法律を1つにまとめた関連法となっているが、例えば、その中の自衛隊法では集団的自衛権とは関係なく武力行使ができるという条項が入っている。この70年間かけて守ってきた、専守防衛の立場の法律を変えようとしているところに問題がある。

委員間討議 なし 討論～採決

<三上委員>

賛成の立場で討論する。

世論調査においても国民の8割が説明不足であると感じており、国会で審議されればされるほど矛盾が生じている状況の中で、その民意に答えなければならない。また、専門家である多くの憲法学者等が憲法違反であるとしており、憲法に抵触する恐れが高い。

自国を守ることは大事であるが、それは今までの法整備で対応できる。今では、戦争が起こりにくい状況であり、抑止力でなく話し合いで物事を決めていくというのが今日の世界の趨勢である。軍事同盟も減っている状況である。

私の教え子もたくさん自衛隊に入隊しているが、その自衛隊員の中でも不安に思っている人も多い。教え子をふたたび戦地に送らないという強い思いを持っている。

昨日、神戸市会でも、今回と同様の請願を採択されたようであり、多くの自治体でそのような動きがあるところである。

<堤委員>

反対の討論をさせていただく。

このままの法制ですっとやっていけるのかどうか、これまでの70年を振り返って検証することが必要である。日本は戦争をする意思はないが、一方で、世界各地で紛争が起こっており、テロが頻発している現実がある。そのような中で、国を守る責任は政府にある。法案について、説明が足りないのは事実であるが、法整備は必要と考える。

<田中副委員長>

国を守るのは政府ということだが、政府が政治を行う上で拠りどころとなるのは憲法であり、立憲主義が基本である。

憲法第9条の解釈を閣議決定で変えていくことが、そもそも間違いである。

憲法第9条があったので、「イスラム国」等のテロの対象になってこなかったが、今後、集団的自衛権の行使により、反撃を受けることも出てくると思われる。

尖閣、竹島、北方領土の領土問題については、これまでの歴代政府が日本固有の領土であることを明確に主張してこなかったこと、外交交渉をしてこなかったことが原因である。軍事力で解決するのではなく、警察力、外交努力で明確に主張することが大事である。

法案の提案理由が次々と崩れているのが、今の参議院の審査の状況である。

地方公聴会が横浜で行われたが、そこで出された意見をもとに特別委員会で審査されるのが本来である。特別委員会の記録も書けないような状況の中で、参議院での採決を行うことは手続き的にも無効であり、問題である。

この法案は廃案にすべきである。

<山本委員>

反対の立場で討論させていただく。

今回の法案は、抑止力を高めて戦争を未然に防ぐ、日本の平和の安全を高めるためのものであり、「戦争防止法案」であると思っている。

外交を通じて平和を守っていくことは重要であるが、日本を取り巻く安全保障環境が大きく変化し、危険な状況となっている。万が一の備えを怠ってはならないし、そのための法整備であると考えている。

日本への武力行使がなくても、他国のために、海外での武力行使の道を開くものとの指摘があったが、厳格な新3要件を作って、憲法第9条のもとで許容される自衛のため、専守防衛のためのものである。決して他国を防衛するためのものではないことから、今回の請願には反対とさせていただく。

<石野委員長>

他になければ、以上で討論を終結する。

次に、請願を採択することについて、賛成者の挙手を求める。

(賛成 2人)

挙手少数である。

よって、請願は不採択と決定する。

(請願者 退席)

暫時休憩する。

11:00

(休憩)

11:00~11:15

4 議案審査

11:15~

【生涯学習部】

(1)第1号議案 平成27年度亀岡市一般会計補正予算(第2号)

(生涯学習部 入室)

生涯学習部長 あいさつ

スポーツ推進課長 説明

質疑

< 田中副委員長 >

嘱託職員について、前期は2人を雇用されていたということだが、人数的にはその2人を継続して雇用するということがよいか。

< スポーツ推進課長 >

そのとおりである。

< 堤委員 >

その2人は事務的な内容で雇用するのか。

< スポーツ推進課長 >

1人は陸上競技を専門としている人で、もう1人は社会体育全般で教員免許も持っている人であり、スポーツ全般に詳しい人である。

< 田中副委員長 >

勤務先はスポーツ推進課か。

< スポーツ推進課長 >

そのとおりである。

< 田中副委員長 >

先日、テレビを見ていたら、加古川市のハーフマラソンの募集で、ふるさと納税を1万円以上された方には、ハーフマラソンの優待券を贈られているというニュースが流れていた。亀岡市でも検討してはどうか。

< スポーツ推進課長 >

本市においては、大会出場の決定通知書を送る際に、ふるさと納税のチラシを同封することとしている。

(生涯学習部 退室)

11:17

11:17~

【総務部】

(1) 第1号議案 平成27年度亀岡市一般会計補正予算(第2号)

(総務部 入室)

総務部長 あいさつ

各担当課長 説明

質疑

< 木曾委員 >

P11の財産管理経費増で、財政調整基金の積立金の説明があったが、年度末の残高は。

< 税・財政担当部長 >

平成26年度末の残高 25億2186万6759円に、先ほど説明させていただいた1億8800万円を加えた 27億986万6759円が現在の基金残高である。

< 堤委員 >

P13、交通安全対策経費について、高齢者の免許証の自主返納は、市の窓口に戻しにこられるのか。それとも亀岡警察署へ返しに行かれたデータをもとにして、本人にタクシー券を渡すのか。具体的に説明願う。

< 安全安心まちづくり課長 >

免許証は亀岡警察署へ返納される。そこで証明が出されるので、その証明を持って市役所に支援を受けにこられることとなる。

(質疑終了後、総務課より「亀岡市情報化推進計画の策定」について、報告を受ける。)
(総務課長より、別添資料に基づき説明。)

(総務部 退室)

11 : 34

11 : 34 ~

【会計管理室】

(1)第1号議案 平成27年度亀岡市一般会計補正予算(第2号)

(会計管理室 入室)

会計管理室長 あいさつ・説明

質疑

< 木曾委員 >

旧職員ゼミナールハウスについて、屋根の被害以外に浸水被害はなかったのか。

< 会計管理室長 >

台風11号の場合は、雨による被害はなかったが、強風により施設の屋根がめくれ上がったものである。

(会計管理室 退室)

11 : 39

11 : 39 ~

【教育委員会】

(1)第1号議案 平成27年度亀岡市一般会計補正予算(第2号)

(教育委員会 入室)

教育部長 あいさつ

各担当課長 説明

質疑

< 田中副委員長 >

P32の債務負担行為の関係で、学校給食加工等委託業務の業者選定は、どのようにされているのか。

< 学校給食センター所長 >

公募企画型提案方式、いわゆるプロポーザル方式によって、市内外の実績のある登録業者の中から、選定委員会を設けて選定する予定である。

< 三上委員 >

P27、事務局事務経費の需用費の内容は。

< 学校教育課長 >

事務用品等、事務局が使う経費である。

<木曾委員>

P29の給食センター管理経費で、施設修繕ということだが、これは年次計画に基づくものか、それとも突発的なものか。年次計画は立てているのか。

<学校給食センター所長>

給食センターの厨房機器類は、毎年、夏休みの時期に定期点検を行い、不具合の生じているものについては、当年度予算に計上することとしているが、今回の修繕については、今年度に入り不具合が生じたものである。

当該施設は、16年が経過する中で、不具合が生じることも多くなっており、財政状況も見ながら、計画的に修繕を行いたいと考えている。

<堤委員>

仮に、中学生まで学校給食を行うとした場合、現在の施設では対応できないと思うが、今後、経年劣化に伴う全面改築等検討されているのか。

<教育部長>

現在、学校給食センターでは、1日5500食を作っているが、中学校給食には対応できない。中学校給食をセンター方式でするとなると、施設を全面的に改築することが必要となり、財政的には難しい状況である。今後のあり方については、弁当を中心としたデリバリー方式、全面業者委託でのスクールランチ方式等、いろいろと検討していく予定である。

<三上委員>

現在、5500食作られているが、最大の能力は。

<学校給食センター所長>

8000食である。

<田中副委員長>

中央公民館と亀岡会館の敷地は明確に分かれているのか。というのは、現在、亀岡会館が閉鎖されており、その周辺が雑草で多くなり、倒木を心配する声も聞くので、その所管課とも相談し、点検をしてもらえればありがたい。(要望)

(2)第48号議案 亀岡市立川東小学校・高田中学校改築工事(建築)(期)請負契約の締結について

教育総務課長 説明

質疑

<木曾委員>

入札は何社が参加し、何回で落札したか。

<契約検査課長>

JV6社が参加し、1回で終わっている。

<木曾委員>

落札率は。

<契約検査課長>

94.89%である。

<堤委員>

学校運営委員会の方から、スクールバスの運行に関わって、学校敷地内で乗降できないか相談を受けているが、その点は検討されているか。

<教育部長>

学校敷地内にロータリーを設け、そこでスクールバスの乗降を行うという提案であったが、ロータリーを設置するのは相当な面積が必要となり、又、警察との協議もあり、現状では難しい。

<三上委員>

川東学園では、すでに中学生は新校舎に入っているが、設置されたエアコンを使っていないということである。その理由は。

<教育総務課長>

他校の状況を勘案し、普通教室でのエアコン使用は控えている。特別教室については、他校同様、使えるようにしてもらっている。

<三上委員>

ということであれば、全部の学校のエアコン設置が終わるまで使用を控えるということになる。

エアコン設置は市民にとっても、子どもたちにとっても喜ぶべきことであるので、どんどん使ってもらいたい。(要望)

<木曾委員>

事業投資しているので、試験的に使って効果の検証をしながら、順次、エアコン整備を行っていくべきである。

<教育部長>

エアコンの整備まで、一定の期間が必要であるので、使うなということより、他校の状況もみて、無駄に使わないように校長の判断ということにさせてもらっている。

<木曾委員>

他校との均衡をいうと難しくなるので、柔軟な対応を要望しておく。

(教育委員会 退室)

12:05

(休憩)

12:05 ~ 13:10

5 討論～採決

委員間討議

<田中副委員長>

運転免許証の自主返納者に対する助成で、その年1回きりで、現金又はタクシー券5000円の助成というのは少ないので、年々か継続するとか、金額を上げる等の検討をされてもよいのではないか。

<木曾委員>

今の意見は、全員が一致するのであれば委員長報告の中に、要望事項として挙げていけばよいのではないか。

<堤委員>

要望事項として文言整理を願う。

全員了

討論

なし

採決

<石野委員長>

賛成者は挙手願う。

第 1号議案(一般会計補正予算)
第48号議案(工事請負契約の締結)

挙手全員
挙手全員

可決
可決

指摘要望事項

<石野委員長>

指摘要望事項はあるか。

<堤委員>

高齢者の免許証自主返納事業の制度充実について、要望事項として委員長報告の中に盛り込んでいただきたい。

<石野委員長>

ただ今の意見を、要望事項として挙げさせていただいてよいか。

全員了

文言整理については、正副委員長に一任願う。

全員了

13:15

6 陳情・要望について

(1)外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情
聞き置く程度とする。

13:18

7 その他

・議会だよりの掲載内容について

「請願」

「工事請負契約の締結」

「学校給食管理経費」

「高齢者運転免許証自主返納事業」

以上、4項目について、議会だよりに掲載可能な範囲とする。

・議会報告会の意見対応について

別添資料のとおり

・次回の日程等について

<石野委員長>

今回は、10月2日(金)午前10時から、委員長報告の確認を願う。

他になければ、これで総務文教常任委員会を閉議する。

14:00 閉議